| 教育委員会事務 | 高校教育課       | 平成 14 年 4 月     | 平成 15 年 7 月 11 日 |
|---------|-------------|-----------------|------------------|
| 局       | IN IN IN IN | ~平成 15 年 3 月    | 及び7月23日          |
|         | 義務教育課       | 1774 10 1 0 7 3 | 平成 15 年 7 月 10 日 |
|         |             | "               | 及び7月23日          |
|         | 学校人事課       | "               | 平成 15 年 7 月 8 日  |
|         |             |                 | 及び7月23日          |
|         | 社会教育課       | "               | 平成 15 年 7 月 7 日  |
|         |             |                 | 及び7月23日          |
|         | 人権同和教育課     | "               | 平成 15 年 6 月 20 日 |
|         |             |                 | 及び7月1日           |
|         | 文化課         | "               | 平成 15 年 6 月 19 日 |
|         |             |                 | 及び7月1日           |
|         | 体育保健課       | "               | 平成 15 年 6 月 17 日 |
|         |             |                 | 及び7月1日           |
|         | 施設課         | "               | 平成 15 年 6 月 16 日 |
|         |             | "               | 及び7月1日           |
| 人事委員会事務 |             | "               | 平成 15 年 7 月 10 日 |
| 局       |             |                 | 及び7月18日          |
| 監査委員事務局 |             | "               | 平成 15 年 7 月 18 日 |
| 地方労働委員会 |             | "               | 平成 15 年 7 月 15 日 |
| 事務局     |             |                 | 及び7月28日          |
| 議会事務局   |             | "               | 平成 15 年 7 月 16 日 |
|         |             |                 | 及び7月28日          |
| 警察本部    |             | "               | 平成15年8月4日~6日     |
|         |             |                 | 及び8月12日          |

報

## 監査の主眼

今回の監査は、本庁知事部局 92 課 (総室・室)、教育委員会事務局 11 課、人事委員会 事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局、議会事務局及び警察本部を対象に、合規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。 (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。

- (2)収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- 各種契約事務は適切に行われているか。 (6)
- 支出に係る履行確認は確実に行われているか。
- (8)工事の計画、設計及び施行は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。 (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

## 監査の結果

報告公表事項

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

## 総務部

(1) 県税の未収金(平成 14 年度末現在 6,719,512,215 円)について、引き続きその解消に 努めること。(税務課)

## 健康福祉部

- (1) 生活保護費返還徴収金等の未収金(平成14年度末現在11,277,424円)について、引 き続きその解消に努めること。(生活保護・援護課)
- (2)看護師等修学資金貸付金回収金の未収金(平成14年度末現在2,640,000円)について、 引き続きその解消に努めること。(地域医療推進課)
- (3)精神障害者措置入院費負担金等の未収金(平成14年度末現在1,906,283円)について、 引き続きその解消に努めること。(精神保健福祉課)
- (4) 児童保護費負担金の未収金(平成14年度末現在31,616,711円)及び知的障害者保護 費負担金等の未収金(同 6,101,500 円)について、引き続きその解消に努めること。(知